

いじめ防止対策推進法施行(2013/9/28)以降の重大事態 調査委員会
【 いじめ・指導死が背景要因に疑われる自殺・自殺未遂(1号事案) 】

※ あくまで武田個人がネットや報道等で調べた範囲内の情報です。全てを網羅しているわけではありません。

2013/9/28		いじめ防止対策推進法施行				
No	事案発生日	適用	概要	調査委員会の設置・調査内容	調査委員	報告書・その後
1	2013/11/1	自殺	神奈川県相模原市の市立中学校の男子生徒(中2・13)が自宅で自殺をはかり、10日後に死亡。男子生徒は小学校時代に発達障がいと診断されたが、保護者が中学校に「言わないでほしい」と伝えていた。学校は保護者の希望もあり、在校生に病死と発表。市教委は全教師に聴き取り調査を実施、同級生にアンケートをとったが、いじめの有無は確認できなかった。	2015/1/ いじめの疑いが晴れないことから、保護者が経緯の究明を求める。再調査を要望。 2015/2/19 市教委は、いじめ防止対策推進法に基づいて、2014年4月に設けられた調査委員会に諮問することを決定。 2015/3/ 第三者調査委員会を設置。 2015/3/ 市教委は、同級生の卒業前に、同学年の生徒に自殺だったことを明らかにしたうえで、アンケートを実施。 教職員や市教委職員、遺族ら計17人への聞き取り調査。 計12回の会議。	教育専門家や弁護士、医師ら4人	2016/3/25 50頁 調査の結果、男子生徒は中学に入学した12年4月以降、複数の生徒から断続的に「俺を不快にさせるな」「社会の迷惑だから消えろ」などの暴言のほか、蹴られるなどの暴行を受けていた。自殺を図った当日も、リュックを押されて転倒していたという。 調査委員会は、「トラブルが続き、心の苦痛が累積した場合はいじめになる」として、10件のトラブルのうち8件をいじめと認定。「いじめが自殺の一因」としたが、いじめとみられるトラブルが集中していたのは2年生の4月までで、その後退部しており、「いじめだけが自殺の原因とは断定できない」と結論。一方、アスペルガー症候群に対する教員側の理解が不十分で、当該生徒をトラブルメーカーとしてとらえがちになっていた面は否めないとし、「学校がいじめへの対応を行っていれば、男子生徒の自殺を防ぐことができた可能性は否定できない」とした。 2016/11/ 答申への対応 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/010/019

						/201611_taiou.pdf
2	2013/11/14	自殺	福岡県太宰府市の私立筑紫台高校の山口勲大(いさむ)さん(高3・18)が、マンションから飛び降り自殺。現場に残された情報端末には、同学年の男子1人を名指し、「絶対に許せない」という文言が記録されていた。学校は死亡した生徒に暴力を振るうなどした同学年の9人を停学処分したが、「いじめと断定するには至らず自殺の原因は特定できていない」とする。	2014/2/13 学校は、いじめ防止対策推進法*2に基づき、第三者調査委員会を設置。自殺との因果関係を調べる。 遺族は、人選について事前協議がなかったことに不満を表明。 2014/4/1 遺族側が「公平性に疑問がある」として、推薦する弁護士1人を委員に加えるよう要望。追加される。 29回の会合を開き、生徒や教諭から聞き取り調査を実施。	委員3名。のちに4名。(氏名公開) 委員長: 弁護士 委員: 臨床心理士の資格を持つ大学教授 2014/4/1 遺族が推薦する弁護士1人(古賀克重)を追加選任。	2015/3/30 報告書を高校に提出。108頁男子生徒が2年生の5月から自殺直前までに、同級生から、体と口をテープでぐるぐる巻きにされた、胸を圧迫して失神させられた、熱した玉じゃくしを口元に押し当てられてやけどをしたなど14件をいじめと認定。生徒は2年生の6月に自殺未遂を起こしており、首にあざを残し、ばんそうこうを貼って登校していた。学校側は悩みを認識しつつも具体的な対応は取らなかったという。自殺直前には毎日のように殴られ、特定の同級生の名前を挙げて「許さない」「新しい自分に生まれ変わります」とメモに残していたことから、「本件『いじめ』と自死との因果関係は明白に認められる」と結論。 2014/ 県警は暴力行為法違反容疑で、同級生7人を書類送検したが、福岡家裁は少年審判でいずれに対しても不処分と決定。 2016/10/13 遺族が、当時の同級生8人と高校を運営する学校法人に計約1億円の損害賠償を求め、福岡地裁に提訴。 2018/3/9 元同級生1人と和解。継続的な暴力を振るっていたことと法的責任があることを認めて謝罪し、和解金を支払う、同級生が謝罪文掲示に異議を述べないなどの内容。
3	2014/	自殺未遂	北海道の道立学校の生徒が、同級生から携帯電	「北海道いじめの防止等に関する条例」により、知事の付属機	外部有識者5名。(氏名公開) 大学院教授	2016/12/17 担任教員は生徒間のトラブルを把握してい

			<p>話のやりとりによるいじめを受け、自殺を図った(未遂)。 保護者が学校名や年齢、性別などの公表を望んでいないとして、具体的な内容は明らかにしていない 2016/2/ 当該校の校長から自殺未遂事案発生の一報を受けた道教委が調査委員会を設置し、調査の結果、やりとりの一部がいじめにあたと判断したという。</p>	<p>関として、「道いじめ調査委員会」が審議。 2016/3/7 回にわたり、報告内容を検討。学校関係者の聞き取りなどをした。</p>	<p>委員長:間宮正行 北海道大学大学院特任教授</p>	<p>たが、いじめとは認識していなかった。道教委が調査委員会を設置し、調査の結果、やりとりの一部がいじめにあたと判断。 事実関係について必要な調査報告がなされていると判断。「再調査の必要はない」と知事に回答。 判断理由の詳細は、「保護者や生徒の強い要望がある」として公表しない。 ①重大事態が起きた場合も学校と保護者らとの信頼関係を構築する、②事実関係の調査プロセスを分かりやすく説明する、③いじめの未然防止を図る校内態勢を整備するなど、3項目を提言。</p>
4	2014/1/7	自殺	<p>山形県天童市の市立天童第一中学校の女子生徒(中1・12)が山形新幹線に飛び込み自殺。 自宅にあったノートに「独りだった。中学に入学してからは、陰湿な『イジメ』にあっていた。何が悪いのかも分からずに、ずっと、陰口を言われていた」「本当ハ『死』ニたくなカッタだけなのに。ダレカ、タスケテよう」「幸せニシテよう」などの記述があった。</p>	<p>2014/1/17 市教委は、第三者委員会設置要綱を告示。 2/中旬 要綱案を遺族に文書で提示。 2014/9/24 全面改訂して再告示。全 15 の条項(従来は全 9 条)で構成。 ・委員数を4人以内から6人以内に変更する ・会議ごとに調査や審議の内容を遺族に報告する ・調査委員が公平で中立な調査を実施できないと遺族が判断した時、市教委に文書で解任を求めることができる</p>	<p>市教委が4人の委員候補を遺族に提案。市の法律相談員の弁護士も入っていた。 2014/2/18 市教委が各市議に配布した報告書には、第三者委員会に関し「委員確定後も(委員名の)公表は当面差し控える」と明記されていた。 2014/9/ 調査委員会の委員6人の構成を、県内外の弁護士3人と、いじめ問題に詳しい県外の学識経験者3人とする。 遺族側は、「学校事件事故被害者全国弁護団」に推薦を求めるよう要望したが、「中立性に欠け</p>	<p>2015/10/5 報告書提出。134 頁 クラスや部活動で、人間関係の重なりを背景として、悪口や嫌がらせが行われたとして、いじめが自殺の主要な原因と認定。 学校の対応として、 ・部活動においていじめ防止等の対策を取る義務の認識に欠けていた。 ・教師のいじめに対する理解が十分ではなく、クラスや部活動でのいじめのリスクを的確に評価できず、場当たりの対応に留まり、クラス及び部活動において人間的な重なりから、学校生活全面においていじめが起きているとの認識に欠けていた。 ・教師が知らず知らず情報の重要性を選別し、(いじめの)兆候となる情報を組織的に共</p>

			<p>市教委は当初、いじめを把握していないとしていたが、ノートが存在が明らかになり、いじめの有無や実態を調査する第三者委員会を設置することを決めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会が市教委から独立し、主体的に調査の方針を決定する ・学校の保護者や卒業生を含めた調査範囲の設定 ・調査を補助する調査員の配置 ・最終的な報告書を速やかに市民に公表する <p>などが盛り込まれた。</p> <p>13 回の本委員会、28 回の部門別会議。6 回経過等について、直接、遺族に説明。</p>	<p>る」として拒否。</p> <p>弁護士は、県弁護士会と仙台弁護士会、日本弁護士連合会に推薦を依頼。学識経験者は、教育と臨床心理、発達心理の各分野の団体に推薦を依頼。団体が推薦した人物が自動的に選任されることで合意。</p> <p>委員長：野村 武司（のむらたけし） 弁護士（日本弁護士連合会推薦） 副委員長：阿部 定治（あべていじ） 弁護士（山形弁護士会推薦）</p>	<p>有する意識に欠けていた。情報の価値、重みを選別せず全ての情報を共有すべきだった。</p> <p>などと指摘。</p> <p>概要 A4 3枚 http://yamagata-np.jp/achive_kiji/pdf_2015100500001.pdf</p> <p>2016/3/16 県教育庁は、女子生徒の学級担任だった20代の男性教諭と30代の部活動顧問を減給10分の1(3カ月)、学年主任だった50代教諭と50代の教頭を戒告処分。自殺当時の校長は既に退職し、懲戒処分はできないが、県教育庁は重大な管理監督責任があったとしている。</p> <p>2016/7/26 市が遺族に解決金 500 万円を支払う事を条件に、和解する方向で合意。市長は、和解条項に書いていないことを理由に、遺族側が和解協議を通じて強く求めていた謝罪の記者会見を行わない考えを表明。</p> <p>2015/12/22 再発防止策の通知 https://www.city.tendo.yamagata.jp/lifeinfo/kyouiku/2016-0125-1749.pdf</p>
5	2014/1/8	自殺	<p>長崎県新上五島町の町立奈良尾中学校の男子生徒(中3・15)が、公営グラウンドで首吊り自殺。男子生徒は2学期から無</p>	<p>2014/9/9 町議会で、第三者委員会設置の条例案可決。町の付属機関として第三者委員会を設置して検証する。 http://k101ow01.town.shinkamig</p>	<p>委員の人数に3カ月要する。</p> <p>委員は町と遺族側とでそれぞれ3人ずつ推薦して、6人とする。</p> <p>6名。町は当初、団体と氏名を</p>	<p>2016/1/6 101 頁</p> <p>第三者委員会は、「過酷ないじめを受け続け、それが原因で自殺した」とする調査報告書をまとめた。</p> <p>また、同級生の間では、中学1、2年時など</p>

			<p>料通話アプリ「LINE」を使って複数の同級生に自殺意図を伝え、一部の同級生の保護者も知っていたが、誰も両親や学校に伝えなかった。学校は調査で「いじめは見つからなかった」としたが、複数の同級生が遺族にいじめを証言。その後、町教委はいじめがあったことを認めたが「自殺の原因とは断定できない」という。</p>	<p>oto.nagasaki.jp/d1w_reiki/426902100015000000MH/426902100015000000MH/426902100015000000MH.j.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを含め松竹君に何が起きたかを調査 ・自殺の原因を考察 ・学校・町教委の対応が適切だったかを考察 ・再発防止に関する提言などをする。 <p>3年生全員(1学級のみ。21人)に聞き取り。</p>	<p>非公開としていたが、遺族の抗議を受けて公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大谷 辰雄 弁護士(福岡県弁護士会) ・内田 敬子 弁護士(同) ・西尾 裕美 「学校安全全国ネットワーク」会員 ・山下 洋 日本児童青年精神医学会認定医 ・藤原 珠江 福岡県臨床心理士会所属の臨床心理士 ・原田 純治 長崎大学教授(社会心理学) 	<p>にも別の生徒へのいじめがあったのに、学校側の危機感が薄く、自殺の約2カ月前には同級生が担任に当該生徒が悪口を言われて困っているなどと相談したにもかかわらず、対処しなかったという。当該生徒は2学期半ばからラインで自殺を示唆するメッセージを何度も同級生に送り、一部の保護者も知っていたが、誰も学校や男子生徒の保護者に伝えなかった。学校と教育委員会が自殺の直後に行った調査について「いじめは無かったという結論に基づいて調査したとしか思えない」として、極めてずさんな対応だったと批判。</p> <p>長崎県 五島列島 新上五島町 公式サイトで報告書公開(現在削除)</p> <p>2016/8/31 学校側がいじめを把握して阻止するなどの安全配慮義務を怠ったとして、両親が新上五島町と県に約 6300 万円の損害賠償を求める訴訟を長崎地裁に起こす。</p> <p>2017/9/4 長崎地裁で和解。</p> <p>和解条項は、(1)町が両親に和解金計4千万円を支払う、(2)町は、景虎さんがいじめが原因で自殺し、学校がそれを防ぐ措置を怠った事実を認め両親に謝罪する、(3)町は第三者委の調査結果を最大限尊重し、報告書の提言に基づく再発防止策の実施状況を年1回公表する、(4)両親は学校教職員や元生徒らへの民事上の損害賠償請求権を放棄する一など。</p>
--	--	--	--	--	---	---

						和解後に新上五島町のウェブサイトで報告書を公開 https://official.shinkamigoto.net/cmd/data/entry/benri/benri.03072.00000018.pdf
6	2014/2/22	自殺	兵庫県たつの市の市立中学校の男子生徒が(中2・14)が自宅で首つり自殺。「人間しよせんは一人死ぬときも生きるときも相談?偽善者に何を言えばいいんだ。」などと書いた遺書があった。1/27、男子生徒は同級生の男子に暴行を加えてけがを負わせた。翌日、教諭の提案で同級生の保護者が警察に被害届を出した。教諭の1人はトラブルの後、男子生徒も出席していた学年集会で、13歳以下の「触法少年」と14歳以上の違いを説明。「14歳以上は犯罪になる。鑑別所、刑務所に行く」と指導したという。2/27 保護者や生徒にアンケート実施。男子生徒がいじめの仲裁からけんかに発展したとの意見	2014/5/29 市教育委員会が第三者による調査委員会を設置。自殺の原因を調べ、再発防止に関する取り組みなども検討する。学校の対応についても検討する。 校長、当時の担任ら学校関係者6人や自殺した男子生徒の父親ら計9人に聴き取り調査を実施。 12回の審議。 生徒らへは、受験などに影響が出たり、不安を抱く懸念などを考慮し、聴取しなかった。	3人 氏名公開 委員長:加藤 恵一弁護士 県弁護士会 委員:大学副学長 臨床心理士で福祉大学の准教授。 遺族に、メンバー選定理由の説明なし。	2015/7/3 21頁 調査委員会が調査結果を発表。1月の生徒間トラブルについては、けんかではなく、「一方的な暴行事件」と認定。男子生徒は同級生に頭突きをするなどし、眼底骨折のけがを負わせた。警察への被害届の提出を勧めたことについては「けがが重く、事件解明の必要があり、問題なかった」とした。生前の学年集会で教諭が「14歳からは刑事責任能力があり、逮捕、勾留される」などと説諭したことについても不適切ではなかった判断。自殺の理由については、「誰にも相談できず、孤独感を感じていたことは推察できるが、何を相談したいと思っていたかは不明」「裏付ける十分な資料はなく不明」とした。再発防止に向けては、加害生徒へのケア、保護者集会のあり方などをあわせて提言。 概要版(8頁)のみ記者に配布。

			<p>や教員の対応への疑問が含まれていた。 3/末 同教諭は「理由は不明」のまま依願退職。</p> <p>遺族は取材に対し、「息子はいじめを止めようとしたけんかで、相手生徒にけがをさせてしまい、警察へ被害届を出されたことを苦しんでいた」と話した。(2014/4/15 毎日新聞地方版)</p>		
7	2014/2/24	自殺	<p>広島県三原市の県立総合技術高校の男子生徒(高1・16)が自宅で首つり自殺。</p> <p>男子生徒は野球部に所属していたが、自殺する前日、部活を休んだ後、部室内のロッカーが荒らされたり、休んだ理由をほかの部員から厳しく問い詰められたりしており、「野球部をやめたい」と両親に話していたという。</p>	<p>両親が学校に、生徒が所属していた野球部でいじめがあったのではないかと調査を求めた。学校は大学教授ら専門家を含むチームを校内に設ける。野球部の1・2年の部員に対して、2回に渡り聞き取り調査をしたほか、3年生を除く全校生徒にいじめに関するアンケートを実施。教職員らへのアンケートと聞き取りをもった。</p>	<p>同校教諭や学識者が調査。</p> <p>2014/3/26 学校は、男子生徒の自殺について、部内のいじめが原因の一つとする調査結果を公表。 一方で他の部員にいじめの認識はなかったとした。 生徒が練習を休みがちなることを他の部員から責められ、いじめと受け止めていた可能性が高いという。男子生徒は入学当初から持病やけがのために野球部の練習を休みがちで、他の1年生部員からインターネット上でメッセージをやりとりする無料通信アプリ「LINE」(ライン)で「休む本当の理由は何か」などと問いただされていたという。また、部員間のLINEのグループから勝手に退会させられたことがあった。練習試合の際、うその集合場所を伝えられたこともあった。</p>

						学校はこれらのLINE上のやりとりなどをいじめと判断。 ただし、どのいじめ行為が自殺を招いたかについては「特定できない」とした。
8	2014/3/4	自殺未遂	愛知県名古屋市の市立中学校の女子生徒(中1)が、東京のマンション4階から飛び降り、足や顔などにけがを負い、3カ月入院。その後、不登校になる。 遺書には、加害者の名前といじめられていることを書いていた。 2013/6/ クラス内で暴言など女子生徒に対するいじめが発生。学校はいじめた相手と互いに謝罪させるなどしていた。 9月から不登校になっていた。 2014/3/ 家出をしていた。	2014/9/ 名古屋市教育委員会の附属機関(平成27年3月31日までは附属機関に類する機関)として設置した「名古屋市いじめ対策検討会議」が調査。 6回会議	6名。氏名公開 会長:山田 敦朗 精神科医 副会長:犬飼 敦雄 弁護士 元名古屋市立中学校長 春日井市・半田市スクールソーシャルワーカー 精神科医 臨床心理士	2015/12/8 報告書を発表 女子生徒が同級生から「キモイ」と言われるなどのいじめを受けていたことが、「自殺未遂の遠因」と認定。 一方、直接の原因は、教員や親など周囲の大人の対応が不十分で「孤立を深めた」とした。女子生徒及び保護者は転校の希望を伝えていたが、教委や学校は「転校するなら医療機関の診断書が必要」などと対応したため、自殺未遂につながったと結論付けた。 ただし、「いじめが主因と特定することは難しい」とした。 名古屋市は、調査を完了するまでにおよそ1年9カ月かかったことについて「背景が複雑な事案だったため資料の作成に時間がかかった」と説明した上で、「時間をかけ過ぎた、反省している」とコメント。 事件後の対応と当該生徒の状況について、章全体が個人のプライバシーに関わる内容であるため、非公表。 http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000077613.html http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000050/50909/271208jimehoukoku_

					kouhyou.pdf
9	2014/3/12	自殺	<p>北海道札幌市南区の市立小学校の男子児童(小5・11)が自宅で自殺。</p> <p>3/12 男子児童の担任教師が同日午後、学級内の問題行動などについて話し合おうと保護者を集めて懇談会を開催。男子児童の保護者も参加し、帰宅して児童とこの件で話をした。その後、夜になって、男児が自室で自殺しているのを発見。遺書などは見つかっていない。男子児童が通っていた小学校のクラスでは3学期に入り給食用のエプロンが隠されるなどの問題も起きていたという</p>	<p>遺族側から学校での児童に対する指導内容を調査するよう要請。</p> <p>札幌市教育委員会は遺族の意向で、いじめの有無や学校の指導方法について、校内の調査委員会が精神科医や弁護士の助言を受けながら調査。</p>	<p>2014/12/9 市教育委員会は、学級崩壊で教師と児童の信頼関係が損なわれていたと発表。</p> <p>学級は「5年生2学期後半から、複数の児童が表だって担任に反発するなど極めて落ち着かない状態」で、「物が隠されたり、悪口が書かれたメモが机に入れられるなど、いじめを疑わせる事案」も起きていたという。</p>
10 -1	2014/4/9	自殺	<p>東京都葛飾区の区立新宿(にいじゅく)中学校の男子生徒(中3・14)が自殺。</p> <p>直前に所属する部活動で、男子生徒は周りの生徒らに水を掛けられたり、ズボンを下ろされかけたりした。その後男子</p>	<p>2015/2/4 両親の代理人弁護士が、区教委に再調査を求める文書を送付。</p> <p>2015/3/18 区教委の「いじめ・不登校対策検討委員会」で検討。</p>	<p>2015/3/18 「いじめ・不登校対策検討委員会」は、「継続的ないじめはなく、遺書等もないため、他の生徒たちの行為と当該生徒の自死との因果関係はない」と判断。</p> <p>2015/11/6 区教委は、両親からの抗議を受け、当該生徒の死因についての認識を「事故」ではなく「自死」と改めるとともに、他の生徒たちの当該生徒に対する行為を「いじめと</p>

			<p>生徒は学校を出て、区内で自殺。</p> <p>翌日(4/10)、学校は部活動の生徒にヒアリング調査。</p> <p>2014/6/ 部員7人、仲の良かった生徒6人、計13人からヒアリング。</p> <p>2014/9-10 部員17人にヒアリング。</p> <p>学校は調査の結果、いじめに起因した自死ではないと結論。</p>			<p>評価し得る行為」に見解を改める文書を送付。</p> <p>ただし、それ以前にいじめや遺書が見つからなかったことなどから、「自殺との因果関係はない」と結論。</p>
10-2	自殺再調査		<p>2015/9/ 両親が区長に再調査を要望し、区は再調査を決定。</p> <p>http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1011164/1011165.html</p> <p>2016/3/28</p> <p>区議会で、「葛飾区いじめ調査委員会の設置に関する条例」を制定。</p> <p>いじめ防止対策推進法(第30条)の規定による再調査を行うため、「葛飾区いじめ調査委員会」を設置。</p> <p>いじめと自殺との因果関係を含めた調査を行う。</p>	<p>5名</p> <p>委員長:平尾 潔 弁護士</p> <p>委員:</p> <p>飛鳥井 望 精神科医</p> <p>木村 文幸 弁護士</p> <p>杉浦 正幸 私立高等学校教諭</p> <p>横湯 園子 臨床心理士</p> <p>弁護士ら5名の専門調査委員</p>	<p>2018/3/28 97頁</p> <p>第三者調査委員会は、いじめ防止対策推進法が定めたいじめの定義「児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」という定義は、早期発見のためいじめを広範囲に定義しており、社会通念上のいじめとかけ離れ、適切でない」として、当該生徒が部活動で他の部員から「水をかけられ、ジャージを下そうとした」などの行為は、「社会通念上のいじめではない」とする報告書を提出。</p> <p>報告書などによると、当該生徒は、4月9日、部活動の話合いで、所属チームが決まらず、大会に出られなくなる可能性が高くなり、座り込んで動かない状態になった。部員たちから、霧吹きで水をかけられ、ジャージを下されそうになるなどしたあと、学校からいなくなり自殺。</p>	

			<p>ヒアリングやアンケートなどを実施。 計 19 回の会合。 のべ 79 人の生徒にアンケートを送付。のべ 60 人が返送。</p> <p>アンケート回答者のなかから、内容に応じて 19 人を選び、部員 7 人、クラスメイト 9 人、その他 1 人に対し、ヒアリング。</p>		<p>調査委員会は、当日のチーム決めの話し合いは平穩に行われていたうえ、部員たちの行為は「日常的なふざけ」という共通認識であり、男子生徒を覚醒させるためだったとして、いじめではないと結論。自殺は「チームが決まらなかったことが原因となり、衝動的に及んだ」と推定。 答申概要 http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1011164/1017529.html</p>
10 -3			<p>3月に報告書が発表された後、内容に関して区に数十件の問い合わせがあり、大部分は「いじめと認定すべきではないか」という意見だった。</p>		<p>2018/6/7 区長が記者会見を開き、第三者委員会の答申を覆し、区としての見解を発表した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 2 条第 1 項に規定する「心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめの定義とする。 2. 調査委員会の調査結果と同様、当該生徒の自死の原因はチーム決めであると推定される。 3. チーム決め後、生徒たちが行った、霧吹きで水をかけ、ピンポン球を当て、ジャージを下ろそうとするなどの行為（以下「一連の行為」という。）は、法の「いじめ」に該当する。 4. 生徒たちの一連の行為が当該生徒の自死への衝動に影響を与えた可能性は、否定できない。 <p>http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1011164/1018166.html</p>

11 12	2014/3/17 2014/4/14	女子生徒2 名の自殺 未遂 (重傷)	埼玉県鶴ヶ島市の市立西中学校で、3/17 女子生徒(中2)が校舎4階トイレの窓から転落。 4/14 には、別の女子生徒(中3)が2階トイレから転落。 いずれも足や腰などを骨折する重傷。学校側はいじめなどの事実は確認していないというが、転落した少女はいじめを受けていた事を親に報告していたという。 2014/6/30 はじめて、教委が3月に飛び降り入院中の生徒に聞き取り調査を行う。	2014/5/ いじめ防止対策推進法*2 に基づき、市教委が「いじめ問題調査審議会」を設置。 2014/6/30 市教委は弁護士ら2人を委員に委嘱。いじめとの関連性などの検証を始めた。審議会は市教委の調査報告を受けて、 ①調査方法と内容の審査、 ②市教委の対応や調査結果の検証、いじめ・事故の関連性の調査、 ③実施すべき調査の検討、 ④今後とるべき取り組みの提言を話し合う。	氏名公開 ・弁護士 ・臨床心理士 ・精神科医 2014/8/18 新たに、県坂戸保健所所長を委員に任命	2015/3/16 3月の事故(中2女子)は、友達グループ内でトラブルがあり、他のメンバーから「一緒にいられない」などと言われたことで、4階から飛び降りた生徒が仲間外れにされたと苦痛を感じていたと判断。「いじめを原因として事故が生じた」と結論。ただ、他のメンバーの言動は生徒に対する嫌がらせ目的ではなく、結果として「いじめ」に当たる行為をしてしまったとし、積極的な加害意思は認められないとした。 4月の事故(中3女子)は、生徒が救急隊員や保護者に「身体測定が嫌だった」と述べている点などから「いじめの事実は確認できない」とした。二つの事故の関連性については、原因が全く違い、2生徒に交流関係も認められないとして「関連性はない」と判断。 市教委と学校の対応については、事故後すぐに全生徒を対象に面談を行ったことなどを「適切」と評価。一方で、保護者の要望で昨年7月に3年を対象に行った「いじめに関するアンケート」は、もっと早い時期に実施すべきで設問内容も不適切だったとした。
13	2014/5/20	自殺 未遂	神奈川県横須賀市の私立高校の女子生徒(高1・16)が自殺未遂。 遷延性意識障害状態になる。 遺書に4人の生徒の名前と「イジメられてすごく	2014/8/ 学校は、大学教授やカウンセラーら第三者を含む調査委員会を設置。 担任や両親に聞き取りをする が、遺書に名指しされた4人には聞き取りを行わない。	6名 校長、副校長、教頭 外部の大学教授やカウンセラーら3名	2014/12/ 報告書をまとめる。 報告書で、県警の捜査で 刑法に関わる犯罪行為は確認されず 、自殺未遂の直接的原因がいじめ行為にあるかは判断できない、とした。 同委は「入学後1カ月半が経過し、高校生活になじもうと努力するあまりに抱えたストレ

			<p>悲しい」と書いていた。 5/19 女子生徒は両親に、5月初旬から仲良くしていた同級生4人の態度が一変し、無視されたり、にらみつけられたり、体当たりされたりして、いじめられている、と訴えていた。同日、養護教諭と担任にいじめを初めて相談したが、4人から確認するなどの対応はなかったという。</p>	<p>両親への聴き取りも1時間程度で打ち切られた。</p>		<p>スが極限に達し、急激なうつ状態に陥ったのではないかと推察。 「(4人の)不適切な行為は認められるが、直接的にいじめと認定することは難しい」「生徒は感受性が強く、自殺は衝動的なものだった」との結果を出した。</p> <p>2015/2/27 両親が同級生4人と学校を相手に約1億2130万円の損害賠償を求めて提訴。 2016/11/7 横浜地裁で、請求を棄却。 庄司芳男裁判長は、「女子生徒を無視するなど、同級生の態度が変化したのは自殺未遂の当日を含め5日間ほどで、期間は非常に短かった」「同世代の未成熟な少年少女が集団生活を送る中で起こり得る意地悪程度の行為だった」とした。</p>
14	2014/5/26	自殺未遂	<p>滋賀県高島市の市立中学校で休み時間、男子生徒(中2)が校舎3階から飛び降り、両足骨折や顔面打撲などの大けがをする。 学校の緊急アンケートの結果、同生徒は小学校時代にもいじめを受け、中学校でも足蹴りをされていたり、ものを隠されていたりしていたという回答が複数寄せられた。</p>	<p>2014/ 同中の校長と教員のほか、弁護士と臨床心理士も参加した校内組織。 事故後の全校生徒へのアンケートや聞き取りを基にまとめた。 「保護者と相談の上、心理的負担を考慮し、男子生徒への聞き取りは行っていない」という。</p>	<p>同中の校長 教員 弁護士 臨床心理士</p>	<p>2014/11/12 報告書 44頁。 「首を絞められた」「文房具を隠されたり壊された」など、クラス内で男子生徒に対し20のいじめ行為があったと報告。「複数の生徒から長期的、継続的に行われたいじめが心身に苦痛を蓄積させ、当日のいじめをきっかけに転落したと考えるのが合理的」とした。 教職員がいじめに気づかなかつた理由として「(校内で)いじめの相談がない状態が続く、危機意識が低下していた」などと指摘。 再発防止策では、いじめ早期発見へ教職員の情報共有を進め、生徒へのアンケートも継続する。</p>

15	2014/5/31	自殺	<p>岩手県滝沢市の市立南中学校の男子生徒(中2・13)が自宅近くで首吊り自殺。</p> <p>2014/7/12 校長や市教委関係者らで組織する調査委員会は中間報告で、亡くなる3週間前に筆箱やペンを隠されトイレで泣いていたことや、去年、生徒2人が男子生徒にカッターナイフを向け教員が指導したことについて、「遊びの延長と考えており、今のところ、いじめという認識はない」と説明。</p> <p>その後、全校生徒に実施したアンケートで、回答者の27%が「いじめを見聞きした」と答え、学校側は遺族に「いじめと疑われても仕方ない」と報告。</p>	<p>2014/9/26 遺族の要望を受けて、市教委が第三者調査委員会を設置。</p> <p>いじめの事実関係、自殺の背景の調査、再発防止の提言を行う。</p> <p>終了までの目安は約4カ月。</p> <p>2014/10/29 第三者委として当該校の全生徒を対象に、独自のアンケートを行う。</p> <p>調査内容は、どのような学校にしていきたいかなど将来に関することを例示。いじめの有無なども聞く。</p> <p>記名は「生徒の自主性を尊重」。生徒が記入したアンケートの中身は学校側には見せない考え。</p>	<p>委員5名。氏名公開。</p> <p>委員は県内。団体推薦。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立大学社会福祉学部教授 ・岩手弁護士会理事 ・精神科医で盛岡市医師会理事 ・臨床心理士で岩手大・県立大学名誉教授 ・県社会福祉士会副会長 <p>2014/11/26 第6回会議から、報告書作成の補佐役として、県内の弁護士3名が参加。</p> <p>委員会での記録や報告書作成の補助に当たり、議論には参加しない。</p>	<p>2015/3/25 報告書を提出 97頁</p> <p>①中1の頃から、女子生徒から悪口やかからかい、頭や背中を叩かれたこと、</p> <p>②4人の女子生徒から筆箱をひっくりかえされたりしたこと</p> <p>の2つをいじめと認定。</p> <p>「いじめが直接的原因になったと、とらえることはできないが、いじめと自死との間に、ある一定の関連性があったものといじめを含めた複合的な要因が自死につながったと結論。</p> <p>2015/5/月上旬 県教委は全県で教訓を共有しいじめの防止を図る目的で、報告書を各市町村教委へ配布。具体的な取り扱いは各市町村の判断とする。</p> <p>2015/7/5 岩手県矢巾町の中2男子生徒がいじめを苦に自殺。</p> <p>矢巾町教委(2015/7/5 いじめ自殺事案発生)は滝沢市第三者委員会の報告書を「黒塗りが多く、読むのが大変」として学校に配布していなかった。同市以外の県内の小中学校にも配布されていなかった。</p>
16 -1	2014/7/4	自殺	<p>青森県八戸市の県立八戸北高等学校の女子生徒(高2・17)が医療機関受診後に登校し、昼休みにいなくなった。</p> <p>7/8 八戸沖で遺体発見。</p>	<p>県教委は、施行されたばかりの「いじめ防止対策審議会条例」(2014/7/7)に基づき、有識者でつくる第三者機関「県いじめ防止対策審議会」を設置。委員の任期は2014/7/30から2016/7/29までの2年間。学校</p>	<p>委員7名。氏名公開。</p> <p>委員7名。氏名公開。</p> <p>会長:内海 隆(うちうみ たかし) 青森大学教授</p> <p>会長職務代理者:関谷 道夫(せきや みちお)青森県臨床心理士会会長・学校法人弘前厚生学</p>	<p>2014/12/23 95頁</p> <p>第三者機関は、いじめが疑われる21項目中、無視やいやがらせ、LINEで悪口を言っていたことなど7項目をいじめと認定。</p> <p>一方で、「いずれも顕著な悪質性を認めるには至らず、程度の差はあれ、集団生活の中で不可避免的に生じる人間関係上の衝突の範</p>

			<p>女子生徒は、「存在自体がうざい」などと中傷されたことを記したと思われる表現をノートに残していた。</p> <p>今年1月、女子生徒の母親は「(複数の生徒との)人間関係に悩んでいる」と学校に相談していた。</p>	<p>の調査と並行して、いじめの有無や問題の背景、再発防止策を検討する。</p> <p>審議会が事実関係の調査の最終報告を出した後、県教委が知事に報告。知事が専門家の意見や遺族の意向などから再調査が必要と判断した場合、知事付属の「県青少年健全育成審議会いじめ調査部会」において再調査が始まる仕組み。</p> <p>2014/8/26 会長は摂食障害と死亡の関係を精査すると表明。</p> <p>2014/11/ 当初予定していた中間報告をとりやめ、最終報告をあげる。</p>	<p>院長 委員:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田 徹(ぬまた とおる)弁護士 ・田中 治(たなか おさむ)県立精神保健福祉センター所長(医師) ・奈良 秀夫(なら ひでお)青森社会福祉士会会長 ・住吉 治彦(すみよし はるひこ)県高等学校PTA連合会会長。 <p>2014/8/21 荒谷 雅子(あらやまさこ)精神科医を新たに臨時委員として委嘱。(3回目から参加)</p>	<p>疇にある行為、あるいはその延長線上にある言動であると判断。</p> <p>「死に至った過程や背景」として、「『人間関係のトラブル』において、いじめに相当する行為はあったと判断するが、自殺はいじめにより直接的に引き起こされたものではなく、重度の摂食障害と抑うつ、体調不全、友人関係、学業成績、孤立への不安、自尊心や自己評価の著しい低下などの幾重にも重なった複合的因子により惹起された」と結論。</p> <p>「本事案によるいじめと摂食障がいとの直接的な因果関係は認められなかった」「本生徒の死を『いじめられたから自殺した』と考えるのは、むしろ本生徒の17年間の人生を正當に評価していないと考えられる。本生徒は、もっと多くの困難と必死に闘っていた」とした。</p> <p>【概要】 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/houkoku1.pdf</p> <p>県教育委員会は、県教委の調査と知事部局の調査は、「今の法律から言ってふたつの報告書は独立した機関の出した結果であって、後に出されたほうが優位とされる訳ではない」とする。</p>
16-2		自殺再調査		<p>2014/8/1 いじめ防止対策推進法に基づき、青森県青少年健全育成審議会が知事付属の第三</p>	<p>7名。氏名公開 知事部局が選出 部会長:宮崎 秀一 弘前大教</p>	<p>2015/3/3 報告書 60 頁 ・摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と判断。</p>

				<p>者機関「県青少年健全育成審議会いじめ調査部会」を設置。</p> <p>2014/12/28 県知事が、「両親の心情を第一に考え、再調査が適切と考える」として、再調査に着手。</p> <p>県教委の最終報告書を基に、独自の追加調査を行う。</p> <p>疑問が残る部分に焦点を当てて審議する。追加調査として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族への聴き取り ・県教委対象以外の生徒を含む生徒の聴き取り ・無記名アンケート ・高校入学以前からの親しい友人や関係者の聴き取りを行う。 	<p>育学部教授</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石橋 修 学院大学長補佐で同大ビジネス学部教授(子どもの権利論) ・船木 昭夫 青森大学社会学部教授(精神保健)で精神保健福祉士 ・栗林 理人 弘前大子どものこころの発達研究センター特任准教授で精神科医 ・高橋 育子 臨床心理士 ・田村 良 弁護士 ・佐藤 江里子 県PTA連合会理事 	<p>・高校入学後に、いじめや友人関係のトラブル、学業成績といったストレス要因が発生し、その一方で、居場所や絆といった環境要因が弱体化したことにより、摂食障害が発症し、重症化していったと判断。</p> <p>「いじめは自殺の直接原因とは言えず、摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と考えられるが、高校入学後のいじめなどのストレス要因の発生と、居場所などの環境要因の弱体化により、摂食障害が発症し悪化していったと考えられることから、いじめと自殺の間には、一定の因果関係があったものと推察する」と結論。</p> <p>【概要版】</p> <p>http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/files/saityousa-houkokusyo-gaiyou.pdf</p> <p>県教育委員会は、県教委の調査と知事部局の調査は、「今の法律から言ってふたつの報告書は独立した機関の出した結果であって、後に出されたほうが優位とされる訳ではない」とする。</p>
17	2014/7/7	自殺未遂	<p>熊本県熊本市の市立中学校の男子生徒(中3)が多量の薬を飲んで、自殺未遂。その後、自宅療養。</p> <p>学校が相手方に謝罪させた後もいじめは継続。</p>	<p>2014/10/30 保護者の反発を受けて、市教委が常設する「いじめ防止等対策委員会」が、いじめの事実や自殺未遂との因果関係を再調査することを決定。</p> <p>委員会は、教諭や生徒など合わ</p>	<p>委員長: 吉田 道雄 熊本大学名誉教授</p>	<p>2017/2/28</p> <p>調査委員会は、11の行為をいじめと認定。複数の生徒が男子生徒をからかう替え歌を歌っていたことや、暴言を浴びせていたこと、部活中にボールで狙い撃ちにしたことなど5つのいじめを特に非難されるべきものとした。</p>

			<p>2014/6/ 保護者は学校に「息子が『先立つ不孝をお許ください。毎日生きているのがとてもつらかった』と遺書のような文面を書いている」と相談していた。</p> <p>2014/9/中旬 学校が設けた調査委員会は、「LINE」でのトラブルなど3件を「いじめ」と認定。ただし「生徒に悪意があった可能性は低く、継続性もない」と結論。1年時のいじめは解決済みとし、調査対象を2年だった昨年9～12月に限定。精神状態を考慮して本人の聞き取りは行っておらず、自殺未遂との「因果関係は不明」と報告。</p> <p>2016/11/14 市教委は、加害生徒3人の保護者の要望を受け、被害者側に無断で、いじめを受けた生徒の個人情報をおぼろげに伏せないまま報告書を渡していたことが判明。</p>	<p>せて40人余りから聞き取りを行った。</p>		<p>中学1年から3年まで、男子生徒に対するいじめが継続的に行われ、「いじめがなければ自殺未遂は起きなかったと推測される」として、いじめが自殺未遂の原因の1つと結論。</p> <p>学校の対応について、男子生徒に関わった教諭の対応に不適切だと思われるものが少なくなく、そのため男子生徒や家族の学校に対する不信感が増し事態が深刻化したと指摘。</p>
18-1	2014/8/20	自殺	<p>鹿児島県鹿児島市の県立高校の田中拓海くん</p>	<p>2015/6/ 保護者が「いじめによる重大事態が発生したと思われる</p>	<p>弁護士や臨床心理士ら5人 委員長:大坪 治彦・鹿児島大教</p>	<p>2017/3/30 かばんの棚に未開封の納豆巻きが置いて</p>

		<p>(高1・15)が、夏季課外授業の期間中、自宅で首をつって自殺。</p> <p>自殺後、保護者は始めて学校から、男子生徒が1学期末から夏休み中の夏期講習にかけて計7日欠席していたことを知らされた。</p> <p>学校が男子生徒の友人を中心に聞き取りし、「学校生活に問題はなかった」と結論。</p> <p>2015/3/ 半年後、遺族の要望で、同学年の生徒や同じ部活動の生徒にアンケート調査を実施した結果、「かばんに納豆を入れられていた」「(男子生徒の)棚にゴミが入れられていた」「持ち物を隠されていた」「葬式の際に生徒がトイレで『ばれたらやばくない』と話していたのを聞いた」などの回答が複数寄せられた。学校は「いじめがあったかどうかは分からない」とする。</p>	<p>る」として第三者委員会の設置を申し立てる。</p> <p>2015/12/17 県教委が第三者調査委員会を設置</p> <p>計 27 回の委員会開催</p> <p>聞き取りの対象は、教員や県教委関係者が 95 人(内教職員 88 人)。家族、生徒は 6 人(内生徒 3 人)。</p> <p>同学年の生徒にアンケート調査。</p> <p>記名式で、</p> <p>①事案発生時の学級、②事案発生時の部活動、③出身中学校、④当該生徒との関係性、⑤当該生徒に関わるエピソード、⑥何等かの情報を得ている場合の情報入手経路、⑦自由記述</p>	<p>授(学校臨床心理学)</p> <p>赤崎 安隆 病院理事長・委員長(精神医学)</p> <p>片平 眞理 鹿児島県臨床心理士会</p> <p>鴨志田 佑美 (弁護士)</p> <p>地頭方 匡(じとうほう たくみ)</p> <p>鹿児島県人権擁護委員連合会 会長</p>	<p>あった▽隠されたスリッパがトイレから見つかったーなどの事実を認定。しかし、葬式の時の生徒発言は「発言者や意図が不明」として「いじめがあったとは断定できない」と結論付けた。「いじめが疑われるエピソードについて、当時の在校生や教職員らに聞き取り調査などをしたが、(裏付けるまでの)材料はなかった」として、いじめを受けたと断定することはできず、自殺との因果関係も認定できないと結論。</p> <p>一方、スマートフォンを持っていなかった男子生徒が、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)でやり取りをする多数の生徒たちの中で疎外感を感じていた可能性があったなどとして、学校の対応不足を指摘。</p> <p>生徒が自殺直前に夏季補習を3日連続で欠席していたことを保護者に伝えなかった点などに触れて「保護者との情報共有が不足し、生徒の状態の把握が不十分」と、生徒の自殺前の学校の対応を批判。</p> <p>概要</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/kagoshimakenjijimechousaiinkaichousahoukokushogaiyou.html</p>
18	自殺	2017/12/5 遺族は、「生	2017/12/21 知事が、県教育	2017/4/2 県は日弁連など5団	2018/11/18 中間報告

-2		再調査	<p>徒へのアンケートなどでいじめの事実が出てきたのに調査が不十分」と主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り調査は、教職員 88 人に対し、生徒は3人。教職員の回答を、いじめを否定する方向で引用しており、公平性を欠いている。 ・男子生徒のスリッパがトイレから見つかったことなど、調査で把握した事実をいじめと認定しない判断に誤りがある。 ・男子生徒は亡くなる直前に欠席が続いていたことを保護者に知らせなかったことなど、学校の対応の是非について十分な検証がされていない。 ・トイレでの発言を再度アンケートするなど徹底的に調べるべきだった。 <p>などの内容の意見書を県教委に提出。</p>	<p>委員会に対し、報告書は不十分として、再調査を要請。</p> <p>知事部局で調査委員会を設置。「いじめの有無が断定されていないので、さらなる調査が必要」「遺族の思いに寄り添う調査」を要請。</p> <p>2018/6/24 初会合 4か月後をめどに再調査結果をまとめる方針。</p> <p>当時の同級生ら計 135 人に、より詳細なアンケートを実施。同級生など 31 人に聞き取り調査を実施。</p>	<p>体に計6人の委員推薦を 4/27 を期限に依頼。</p> <p>期限までに3団体から計4人の推薦を受けたが、日本児童青年精神医学会が、「推薦する態勢が整っていない」として4月中旬に推薦を辞退。ほかの1団体は、推薦の期限を5月中旬まで延ばすように申し出た。</p> <p>5人。 委員長: 甲木(かつき) 真哉 弁護士 福岡県弁護士会 板井 俊介 弁護士 熊本県弁護士会 河内 祥子 福岡教育大教育学部准教授 河崎 醇二 くまもと親と子の教職員の教育相談室代表 福田 みのり 鹿児島純心女子大国際人間学部准教授</p>	<p>調査に対し生徒の多くは「いたずらや遊びの延長だった」と答えたが、県の第三者委は「これらの生徒は男子生徒の心理的苦痛を感じ取れていない」と指摘。かばんに賞味期限切れの納豆巻きを入れられたり、スリッパを隠されたりした他にもいじめが繰り返されていたと結論。今後、いじめが自殺に与えた影響などについてさらに詳しく調べる方針を確認。</p> <p>2019/3/27 55 頁 再調査委員会は、男子生徒が6月から7月頃、かばんに賞味期限切れの納豆巻きを入れられたりしたことをいじめと認定。他に「いじり」や「からかい」など「心理的苦痛を感じるいじめがそれなりの頻度で繰り返されていた」とした。</p> <p>結果、男子生徒は、「(学級内)のグループから排除されるのではないかという強い不安感を持つに至った」と指摘。うつのような精神状態になったとし、「学校が苦痛になり、自分が、家族や学校の負担になるという考えもあって、自殺に至ったと考えられる」と結論。また、学校の対応に問題があったとした。</p> <p>報告書 https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoi-ku-bunka/school/shiritu/saiekkka.html</p>
19 -1	2014/9/21	自殺	宮城県仙台市の市立館(やかた)中学校の男子生	2014/6/5 仙台市いじめ問題専門委員会設置。	6名。氏名公開。 委員長: 本図 愛美 教育大学	2015/6/23 14 頁 第三者委が市教委に「学校の対応に問題が

		<p>徒(中1・12)が自殺を図る。9/27 死亡。 男子生徒は4～5月頃から学校で仲間外れにされたり、消しゴムのかすをぶつけられたりした。 また、定期的なアンケートにも男子生徒は「持ち物にいたずらをされる」とか「みんなで1人をからかっていた」などと回答。 5月に不登校気味になり、保護者が「いじめを受けている」と担任教員に相談。 学校は加害生徒3人に指導し謝罪させた。 しかし、男子生徒はその後も友人から「ちくった」「変態」などと言われた。 保護者からの相談は5月以降計6回あったという。 男子生徒は自殺の前日から保護者に「転校したい」などと話していた。 遺族の要望で、生徒の自殺を伏せていた。 2015/10/5 遺族の了承を得て学校名と自殺日を公表。</p>	<p>「仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第7条に基づき設置している委員会で、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査などを行う。 2014/11/25 男子生徒の自殺を受け市教委は、常設の第三者委に調査を依頼。 15回の会議。 公表を望まない遺族の意向を踏まえ、初期段階における全校アンケート調査は採用しなかった。 調査委員会は、学校職員、遺族、遺族から名前をあげられた関係生徒11人(保護者同席)への聞き取り等を実施。 出身小学校管理職や小学校6年時の担任、教育委員会にも聞き取りを実施。 学校による基本調査で示されたこと以上に重大な影響を及ぼす事実が得られるとは考えられず、遺族が非公表を望んだことから、全校アンケートや他の特</p>	<p>教職大学院教授 副委員長:精神科医・福祉大学 ホスピタル副院長 福祉大学社会福祉学科教授 弁護士 臨床心理士 被害者支援センター犯罪被害相談員</p>	<p>あった」との検証結果を市教委に提出。 2015/8/18 市教育委員会は再発防止策(2頁)をまとめたうえで、あわせて市長に報告書を提出。 継続性のあるからかい等の行為があり、累積性がみられる。ただし、他の生徒間にも同様のからかい等の行為があり、当該生徒だけを意図的に対象とするといった、過度の集中性は認められない。それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。 学校側の対応について、当該生徒の件以上に、注意を要する生徒間トラブルがあった。事前に対応方針を当該生徒の保護者と協議・説明せず、対応後も注意深く見守らなかった。 学年としての協働に欠けた。 いじめについて指導を受けた友人及び保護者らと情報共有ができていなかった。 当該生徒が感じていた苦痛等の心情を汲み取れていなかった。 管理職等による事案対応のダブルチェックが行われていなかった—などと指摘。 市教委は「いじめと自殺は関連がある」と認定。男子生徒の保護者に謝罪。 2015/8/21 市教委が男子生徒の自殺を公表 調査結果 概要3頁</p>
--	--	--	---	--	--

				<p>定生徒から聴き取り調査は行わなかった。</p> <p>2015/10/5 全校アンケートの内容は第三者委員会が検討し、現在の2、3年生を対象に実施。</p>		<p>仙台市教育委員会ウェブサイト http://www.city.sendai.jp/kyouiku/k-soudan/pdf/270821.pdf 第1答申 http://www.city.sendai.jp/kyouiku/k-soudan/pdf/dai1tousin.pdf</p>
19 -2		自殺 追加調査 第2次答申		<p>2014/6/5 仙台市いじめ問題専門委員会設置。 「仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第7条に基づき設置している委員会で、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査などを行う。</p> <p>2015/10/22 教育委員会が学校名を含めた公表を行ったことから、あらためて追加調査に関する諮問を行う。</p> <p>専門委員会は全校生徒アンケート等の調査を実施のうえ答申をまとめる。</p> <p>市長は、専門委が追加調査までした点や再調査を望まない遺族の意向を踏まえ、再調査を見送った。</p>	<p>委員長: 本図愛実 教育大学教職大学院教授</p> <p>委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で、現在6名により構成</p>	<p>2016/3/24 3頁 第二次答申を教育長に提出。 生徒間にからかいやあざけりがあり、それらの行為を受けた当該生徒は精神的苦痛と感じていたが、それらいじめを行った生徒はふざけ合いとして許されていると認識し、その認識のずれが学校の指導によって修正されなかったことに起因して重大事態が発生した。</p> <p>当該行為を受ける者を行うものは不定であり、ときに入れ替わることもあったが、当該生徒はそのような行為を受けることが多かった。行う者は、本専門委員会が第一次答申において「関係生徒」と称した生徒たちだけではない。</p> <p>当該生徒の自死は、上記精神的苦痛が蓄積されていったこと及び学校が適切な対応を取ることができなかったことと関連性があると考えられる。</p> <p>追加調査により、5件の出来事以外にも日頃から当該生徒に対しからかい及びあざけりのいじめ及びこれに対し学校が適切な対応を取らなかったことと、自死との間には関連</p>

						<p>性があると考えられる。</p> <p>第2 答申</p> <p>http://www.city.sendai.jp/kyouiku/k-soudan/pdf/dai2tousin.pdf</p> <p>2016/2/ 仙台簡裁で、遺族が市と加害生徒7人に責任の所在確認などを求めた調停。加害生徒の大半が欠席。</p> <p>2016/6/30 遺族が、市と生徒 8 人に対し約5500 万円の損害賠償を求めて提訴。生徒側全員がいじめを否定し、法的責任について争う姿勢。</p>
20	2014/11/3	自殺	<p>埼玉県さいたま市の中高一貫制の市立浦和高校の男子生徒(高3・18)が鉄道自殺。</p> <p>2014/12/4 学校が、同級生 314 人全員や教職員を対象にアンケートや聞き取り調査を実施。</p> <p>12/6 結果、「いじめは確認できなかった」と報告。男子生徒の両親は、中学1年生頃から容姿についてからかわれ続け、自殺1週間前には親に学校生活への不満を打ち明け、学校や塾を休むようになったと主張。</p>	<p>2015/3/ 市教委は外部の有識者からなる「さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づいた調査専門員」に依頼し、いじめの有無や自殺との因果関係について調査。</p> <p>約2年7か月かけて調査。生徒への聞き取り 21 回 会議 17 回</p>	<p>学識経験者や弁護士ら計5人</p>	<p>2017/10/ 市教委に報告書を提出。当該生徒は赤面しやすいことを同級生にからかわれ、それが深刻かつ重大な心理的苦痛を与えたとして、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」に当たると認定。</p> <p>一方、いじめが直接自殺に結びついたと結論づけるのは難しいと指摘。心理的苦痛が抑うつ感を強め、間接的な要因となったとした。</p> <p>(2019/3/12 報道)</p> <p>概要</p> <p>https://www.city.saitama.jp/006/014/008/003/007/012/p064198_d/fil/0311kaikern.pdf</p>

21	2014/11/4	自殺未遂	<p>愛媛県愛南町の町立中学校で、言葉によるいじめを受けていた男子生徒(中2・13)が校舎3階の窓から転落し、頭の骨を折るなどの重傷を負った。</p> <p>学校は10月に2回、男子生徒の保護者からいじめの相談を受けていた。</p>	<p>2014/12/ 町教委が第三者調査委員会を設置。</p> <p>いじめの事実と転落との関連を調べ、学校と町教委の対応の適否や再発防止策を検討し町教委を通じて町長に報告する。</p> <p>男子生徒は自宅で療養中のため、精神面も考慮し、本人や保護者への聞き取りは行わない。</p>	<p>5名。氏名公開。</p> <p>委員長:加野 芳正 香川大学教育学部教授</p> <p>副委員長:本多 克字 弁護士</p> <p>委員:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白松 賢 愛媛大教育学部教授 ・信原 孝司 臨床心理士 ・国分 美由紀 調停委員 	<p>2016/3/13 町の教育委員会は「いじめが転落の要因になったと思われる」とする第三者委員会の調査結果を公表。</p> <p>男子生徒が2年生の時に、他の生徒から身体的特徴をからかうあだ名をつけられたり、からかわれたりするなどのいじめが、7件あったと認定。</p> <p>そのうえで、「男子生徒の転落事故は、いじめの事実や学校や学級での状況が、転落のひとつの要因になったと思われる」と結論。</p> <p>第三者委員会は、再発防止にむけ、教職員を対象にした研修でいじめ対策を抜本的に見直すことや、個別の生徒の事情をきめ細かく記録し、残すことなどを提言。</p>
22	2014/11/25	自殺未遂	<p>山口県美祢市の市立大嶺小学校で、男子児童(小6)が校舎3階トイレの窓から転落し、あごや鼻の骨が折れる重傷を負った。</p> <p>男子は、いじめを受けたため飛び降りたという内容の話をしているという。</p> <p>2014/10/14 男児は同級生4人から悪口を言われたり、机を蹴られたりし、放課後には靴が隠されていた。保護者の相談を受けた学校は4人に話を</p>	<p>2015/ 市教育委員会は、第三者委員会を設け、いじめと転落の関連などを調べる方針。</p>	<p>弁護士・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員・主任児童委員の5人</p> <p>委員長:山口正之 県弁護士会副会長</p>	<p>2016/8/19 委員会では、いじめがあった事実を認定した上で、「児童が飛び降りた背景のひとつではあった」などと報告。</p>

			聞き、いじめと判断。4人を指導し保護者にも連絡した。 10/15 男児は学校を休んだが、16日から登校していた。			
23	2014/12/15	自殺	宮城県栗原市の市立中学校の男子生徒(中3・15)が自殺。男子生徒のスマートフォンには、「生きていてもしょうがない」など書いたメモ書きが残されていた。 男子生徒は保護者に、「部活動の試合で自分が出る時間が少ない」と親に打ち明けたり、「怒られる生徒が自分を含め決まっている」などとツイッターに書きこんだりしており、保護者が担任に変わった様子はないか尋ねていた。	2015/1/ 市教委が第三者委員会を設置。 計25回委員会を開催。同級生らへの聞き取りも行った。	弁護士や臨床心理士など8人	2015/12/25 第三者調査委員会は、原因について、「学校や家庭をはじめとする諸要因が複合した可能性」と推測。 具体的な要因として、受験への不安や「一部の教師がほかの生徒をひいきしている」と男子生徒が考えていたことを挙げながら、学校の指導や対応は「不適切とは言えない」と判断。 男子生徒がネットで心の危機のサインを多く発信していたことについては、「(自殺のサインが)共有されず、連携した取り組みができなかった」ことについては学校の指導が不十分だったことを指摘。 また、男子生徒の自殺の翌日に、「不慮の事故で死亡した」「校外で見知らぬ人に尋ねられても『知らない』と答えるように」と在校生に伝えたことを、事実を隠そうとしていると、生徒や保護者に不信感を抱かせる対応だったとした。

「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> ⇒ 「オリジナル資料」 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html